

コープデリでんき太陽光余剰電力買取サービス重要事項説明書 兼 買取条件説明書

取次業者名	生活協同組合コープみらい
小売電気事業者名(登録番号)	株式会社地球クラブ(A0082)
所在地	東京都渋谷区渋谷 3-29-8
お問合せ先	コープデリでんき・ガスコールセンター TEL:0120-362-700 月曜日～土曜日 9:00～18:00 (日曜・年末年始は除く)

- 本書は、生活協同組合コープみらい（以下「当生協」といいます。）が、(株)地球クラブによるお客さまからの太陽光余剰電力を買い取るサービス（以下「買取サービス」といいます。）を取り次ぐ際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。
- 買取サービスのお申込みにあたっては本書をよくお読みください。契約内容を理解、ご承諾いただき、また「太陽光発電設備からの余剰電力買取に関する契約約款」（以下「買取約款」といいます。）についてご承諾いただいた上で、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。
- 買取サービスはコープデリでんきを契約している方、または契約をしていただく方に限りお申込みいただけます。

①買取サービスの申込方法

所定のお申込書よりお申し込みいただけます。

②買取開始日

買取開始日は原則として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月（以下「FIT満了月」といいます。）以降の検針日といたします。

買取開始に係る準備、その他必要な手続きが完了した後、買取を開始いたします。

③買取単価

対象となる地域	単価(税込)
東京電力パワーグリッド株式会社供給区域内	9.5 円/kWh

※買取単価は消費税等相当額を含みます。なお、消費税等相当額は10%で計算しています。

※買取単価について変更する場合は、その効力発生日を定めたくうえで、当生協のホームページで掲載その他当生協が適当と判断した方法により、お客さまにあらかじめお知らせいたします。

※電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。

※料金は「エリア単価×検針電力量」となり、小数点以下は切捨てとなります。

④受電用電力量計の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合）

受電用電力量計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまのご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客さまのご負担となることがあります。

買取サービスの開始または変更等にともない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、また変更する場合で、当生協または地球クラブが、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき工事費

負担金等を請求されたときは、当生協は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

⑤買取料金のお支払方法

買取料金の支払方法および期日は、原則として、コープデリでんき利用代金の精算と同一とし、支払方法および支払期日は生協利用約款に定める期日といたします。なお、一般送配電事業者から当生協へ買取電力量の提供が遅延するなど、当生協の責によらない事由により、支払期日での支払いができない場合、当該買取料金は次の支払期日に支払うものといたします。

⑥太陽光発電設備保安等にもなうお客さまのご協力

一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。

一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、もしくは電気の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。

当生協または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾いただきます。

引込線、受電用電力量計その他、お客さまの電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異常もしくは故障、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。

お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡をしていただきますようお願いいたします。

お客さまが電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡をしていただきますようお願いいたします。

⑦買取サービスのご契約期間、ご契約期間の更新

ご契約期間は、買取契約が成立した日から、買取料金適用開始の日以降、満1年となる日までといたします。

契約期間満了に先だって買取サービスの終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、ご契約期間満了後も1年ごとに買取価格以外は、ご契約期間満了日で有効な本約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。なお、買取条件の説明および書面交付は、買取サービス開始時のみとし、以後の変更はホームページへの掲載、その他当生協が適当と判断する方法によりお客さまにお知らせいたします。

⑧買取サービスのご解約等に関する事項

お客さまが当生協による電気の買取をお止めになる場合、太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当生協にご連絡いただきますようお願いいたします。

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当生協は、買取サービスを解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までにお客さまにお知らせいたします。

- (1) 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当生協が定めた期日までにその理由となった事実が解決されない場合
- (2) お客さまが所属生協への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これに伴い太陽光

発電に関わる機器が稼働できなくなった場合

- (3) お客さまが電気受給約款または託送供給等約款に違反した場合
- (4) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、また反社会的勢力関係者の疑いがあると当生協が認めた場合は、本条の定めによらず、お客さまの有する期限の利益を喪失させ、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約することができます。
- (5) お客さまが、コープデリでんきの契約を解約された場合又は他電力会社へ電力契約の申込を行ったとき
- (6) お客さまが、当生協を脱退された場合
- (7) お客さまが、支払期限日を経過してもウイークリーコープやコープデリでんきなどの料金、延滞利息その他本約款及び個別約款に基づく債務のお支払いがない場合及び当生協契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息についてお支払いがない場合、また、お客さまが当生協を除名（消費生活協同組合法第20条1項3号）された場合には、解約の15日前を目安にお客さまに予告して、太陽光発電設備からの余剰電力買取に関する契約を解約することがあります。

⑨ご解約等に関するご留意事項

買取サービスを解約される場合は、お申し込みをされた日以後、原則として、最初の検針日または最初の計量日を買取サービスの解約日といたします。

一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を設置した後、お客さまのご都合によって買取開始に至らないで買取契約をご変更または取りやめとされる場合において、一般送配電事業者から当生協または地球クラブに工事費等の請求がなされた時は、当生協はその実費をお客さまから申し受けます。

⑩その他

お客さまが故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物を損傷し、または亡失したことにより、当生協または地球クラブが一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当生協は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいたします。

停電や電気の供給設備に関する問い合わせは、一般送配電事業者までご連絡ください。

本書に記載のない事項については、電気受給約款またはその他関連する当生協の契約によります。